

令和7年第3回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月19日（水）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（8人）

会長	1番 宮永 誠
副会長	2番 清 清弘
	3番 福山 宣太
	4番
	5番 義山 太志
	6番
	7番
	8番
	9番 横山 哲博
	10番 實 穂二
	11番 政岡 廣子
	12番
	13番 中 佐奈枝
	14番

推進委員（1名）

1番	琉 将士
2番	
3番	
4番	
5番	
6番	

4. 欠席委員 4番 田中 秀樹、6番 藤島 正廣、
7番 平山純一郎、8番 富本 太地、
12番 柿山 あゆみ、14番 谷村 里香

欠席推進委員 1番 琉 将士 3番 常 隆造、4番 實村 秀樹
5番 東 翼、6番 重 翔太

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について

6. 農業委員会事務局員

事務局長 富山 勇生

主 事 大西 弘祐

会議の概要

事務局 只今から令和7年第3回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。2番委員から少し遅れると連絡がありました。あと私は議会中のため途中で中座するかも知れませんがご了承ください。またご提案ですが、委員の皆様に軽微な連絡をする場合、現在はうちの大西が電話をしたりするんですが、時間短縮や即座にできるためにグループLINEを作りたいと思っているのですがどうでしょうか。

【賛成】

事務局 ありがとうございます。ではこちらの方で皆さんとの連絡先の確認をして、そのようにしていきたいのでよろしくお願いします。有意な情報とともに写メでパッとお渡しできるツールになると思います。では初めに会長のご挨拶をお願いいたします。

議 長 おはようございます。天気が良くなって馬鈴薯の収穫など大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。3月で、非常に農繁期多忙な時期ですがくれぐれも落ち着いて事故、けが等のないように農作業に従事していただけます。それでは早速会議の方に入ります。本日もよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。本日、農業委員14名中8名の出席予定で定数に達する予定のため総会成立いたします。また推進委員が1名出席いただいている。それでは町の農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっているため、議事の進行を宮永会長、お願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。まず日程第1、議事録署名人、及び会議書記の指名を行います。農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは議事録署名人は10番委員、11番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は1議案1件です。議案第1号について受付番号16号から受付番号23号は所有権移転に関する件です。
受付番号22号については譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は喜念在住です。申請農地は大字喜念の畠で面積は373m²となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。
次に受付番号21号については、譲受人は面縄在住で譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字喜念の畠で、一覧表をご覧ください。喜念の畠についてはもう山林になっており畠の形としてちょっと難しいと言うところで調査員の方と話し合ってこちらの方は保留になりましたのでトータルで面積が8226m²となっています。申請事由と致しましては贈与です。
次に受付番号16号について譲受人は目手久在住で譲渡人は面縄在住です。申請農地は大字目手久の畠で面積は2339m²となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。
次に受付番号18号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字面縄の畠で面積は1553m²となっています。申請事由は贈与です。
次に受付番号19号については譲受人は面縄在住で譲渡人は千葉県在住です。申請農地は大字面縄の畠で面積は774m²となっています。申請事由は贈与です。
次に受付番号20号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字伊仙の畠で面積は9427m²となっています。申請事由は経営拡張です。
次に受付番号23号については、譲受人は徳之島町在住で譲渡人は奄美市在住です。申請農地は大字木之香の畠で面積は2069m²となっています。申請事由としては経営拡張です。
次に受付番号17号についてですが一覧表をご覧ください。4.5番名の2筆と糸木名ですが、こちらが調査員の方にお話を聞いて、場所が不確地ということで、

場所がわからなかつたのでこちらも保留にさせていただきます。ですので、申請のトータル面積が 14338 m²となっています。譲受人は木之香在住で譲渡人は鹿児島市在住です。申請事由としては経営拡張です。

受付番号 16 号から 23 号は別添の調査書にある通り農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それではただいまの説明に関連して、受付番号 22 号を担当委員により現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11 番 おはようございます。農地法第 3 条許可申請 22 号についてご説明いたします。先月 1 番委員、2 番推進委員と調査いたしました結果第 3 条の各号に抵触いたしませんので皆さま方のご審議をよろしくいたします。なお、現状といたしましては以前は野菜を植えたりしてアタリ畑だったようですが今はちょっと草が生えてる状態であります。

議長 農地法第 3 条許可申請 22 号につきましては、ただいまの 11 番委員のご説明の通りでございますので、皆さま方のご審議をよろしくお願ひいたします。それではこれより、受付番号 22 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号 22 号について原案の通り決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員举手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので受付番号 22 号は原案の通り決定しました。次に受付番号 21 号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 農地法第 3 条許可申請 21 号について説明をいたします。先日 11 番委員と 2 番推進員と調査した結果、何の問題も無いと思います。さっき事務局から保留と言ふことで。上の 2 筆が墓と墓の間みたいなところでローズ草が植えられていました。あと 3 番目はサトウキビの収穫途中。4 番目はローズです。以上です。

11番 農地法第3条許可申請21号につきましては、ただいま5番委員の説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。これより受付番号21号について質疑がありますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号21号について修正案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号21号は修正案の通り決定しました。次に受付番号16、18、19号を一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番 農地法第3条許可申請16、18、19について説明いたします。先日、8番委員と2番推進員と調査の結果、何の問題も無いと思われます。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。16号に関しては馬鈴薯の収穫後でした。18、19号はこれは畑と田となっているんですけど、実際見に行ったら山でした。19号の上の畑はバナナ畑で、下の筆は現場に行くともう何も、畑としては出来ないような状態でした。

議長 雜種地ですね、現況は。

5番 はい

議長 ありがとうございます。それではこれより受付番号16、18、19号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号16、18、19号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号16、18、19号は原案の通り決定しました。次に受付番号20号について担当員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

9番 20号について説明いたします。先日7番委員と1番推進員と調査しましたが何の問題もないと思います。現況といたしましては上3筆はローズ、4~5はキビ収穫後、一番下はローズでした。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。これより受付番号20号について質疑について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号20号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手お願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号20号は原案の通り決定しました。次に受付番号23と17号について一括して担当員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 14番委員が欠席のため13番が説明します。農地法第3条許可申請調査23号と17号についてご説明いたします。先日14番委員と6番推進員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。なお現況といたしましては23号はキビが植えられていました。17号は上からキビ収穫後、次がジャガイモの収穫をしていました。次がキビを収穫した後でした。下の3筆は場所不明で保留と言うことになっています。

議長 ありがとうございます。これより受付番号23号、17号について質疑について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号23号、17号について修正案の通り決定することに賛成の方は挙手お願いします。

【全員挙手】

議長 全委員賛成ですので、受付番号23号、17号は修正案の通り決定しました。これで日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請について終了します。これで議案は終了いたしました。

その他に入りますが、皆様方から何かございませんか。どうぞ、政岡委員。

11番 ちょっとお願いがありまして、今日この後にお願いしたかったんですが、皆さんご存じのように農繁期で大変お忙しい時期でありますので、農業者年金のことについて一度、東部、中部、西部と言うことで4月、5月、6月と言うことで30分ぐらいずつ農業委員会の後にお時間をいただきて推進の方をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。4月が東部、5月が伊仙、6月が西部です。30分ずつです。よろしくお願ひいたします。

議長 総会後に時間をとるうことで、書いてもらつたらいいですね。

事務局 ちょうど話をしようと思っていたところです。今回の全国農業新聞にその農業者年金のことが少し書いてありました。昨日は一般質問とか予算関係の議会での質問ではないんですけど、議員さんの親が農業者年金を貰っていて、やはりすごい良いものだと。今、これはどう言う風になっているのかと少し質問をいただきました。伊仙町は確かに今受給者が103名か106名だったか。令和5年度が2名加入、今年度令和6年度は新規の申し込みがありませんでした。国民年金に加入しておいていけないとか、一番のネックは国民年金がだいたい1万7,000円、農業者年金が2万円から始るということで、月々の支払を考えると4万弱と言うのは厳しい人も居ると思うんですけれども、こう言ったものがあるということを知らなかつたと言う人が居るのが一番良くないことなのかなあと思います。私たちも今から事務局としても広報誌等を活用しますけれども、一番近い委員の皆様からの、担い手の皆さんとの口コミが一番の広報になるのかなとも思いますので、またご協力いただければと思います。ちょうど僕も話そうと思っていました。以上です。

議長 それでは他にございませんか。よろしいですね。それではお疲れ様でした。